

町田市土地開発基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市土地開発基金条例の一部を改正する条例

町田市土地開発基金条例（昭和44年10月町田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条第1項中「30億円」を「、5億円」に改め、同条第2項中「基金」を「、基金」に、「積み立てをする」を「積み立て、又は基金の一部を処分する」に改め、同条第3項中「積み立てが行なわれた」を「積み立て又は処分が行われた」に、「積み立て額相当額増加する」を「、積立額相当額増加し、又は処分量相当額減少する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市土地開発基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の額等)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>5億円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより、<u>基金に追加して積み立て、又は基金の一部を処分することができる。</u></p> <p>3 前項の規定により<u>積み立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少するものとする。</u></p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は<u>30億円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより<u>基金に追加して積み立てをすることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により<u>積み立てが行なわれたときは、基金の額は積み立て額相当額増加するものとする。</u></p>